

## 名古屋市いじめ問題再調査委員会の答申（概要）

### 1 いじめの認定（いじめ防止対策推進法第2条の定義に基づく）

平成29年11月後半頃から12月前半頃までの間、部活動の練習において、ある部員に対し練習相手を頼んだが、ある部員が手伝わず無視した行為、また、他の複数の部員からも練習を手伝ってもらえないという行為をいじめとして認定した（「本件いじめ」という。）。

当該生徒は、当時、部活動を始めとする学校生活全般に不満や不安を感じるなどしており、居場所がない状況であり、自己肯定感が低下しており、上記の行為に苦痛を感じていた。

### 2 自死との関連性

○自死は本件いじめとの関連性を指摘できるものの、本件いじめのみを直接の契機として発生した（自死に至った）とは断定できない。

○以下の要因がそれぞれ影響しあって、当該生徒のストレスを高め、自己肯定感を低下させていった。当該生徒が学校で居場所がなく、自己肯定感が低下しているにもかかわらず、その不安や不満を相談することが出来ないままであったこと、本件いじめ及び部員間における人間関係が円滑とはいえない多数の事象等の部活動における人間関係要因、平成29年12月24日の部活動の試合でのミスで迷惑をかけたという思い、同試合以後の部活動での練習に関する肉体的・精神的疲労、合宿への不安など。

○これらの要因が複合した結果、事実上部活動行事である合宿の朝（平成30年1月5日）の段階で、ストレスが限界にまで蓄積されており、このような状況で合宿の集合場所に向かおうとすることに耐えられなくなり、当該生徒が自死に至った可能性が高い。

### 3 自死に至るまでの学校の対応の問題点

○転入生に対する対応の問題点

- ・転入生がどのような生徒であるかについて理解をせず、特別な配慮を行っていない。SCや養護教諭への引き合わせもない。
- ・学級担任は、当該生徒が悩み等を学級担任に打ち明けにくい状況であることを把握しておらず、当該生徒からの悩みや苦悩等の発信を見逃していた。
- ・学校は、学級担任だけの対応に任せており、学級担任を支える体制をとっていなかった。教育委員会は、転入生に対する特別の指導や配慮について、指導していなかった。

○いじめがあるかもしれないという視点の欠如

- ・当該校では、いじめ対策が形骸化しており、いじめ防止に力を入れていたといえる実態がなかった。
- ・当該校は、ハイパーQ.Uなど多くのツールを持っていたが、形式的に実施してただけで、生徒情報においていじめがあるかもしれないという視点を持って活用出来ていなかった。

○部活動における取組

- ・学校休業日における長時間の練習時間や休みがない状況について、なんら指導・監督がなかった。
- ・実質は禁止されている合宿を止めることをせず、容認してきた。
- ・平成29年度「楽しく充実した運動部活動」と大きな乖離がある部活動のルールがあるにも関わらず、指導・監督を怠っていた。
- ・部活動において、いじめと評価できるような複数のトラブル等があったが、いじめがあるかもしれないという視点を全く持たず、いじめの早期発見、早期対応の取組の基本が全くなされていなかった。

### 4 自死後の学校及び教育委員会の対応の問題点

○教育委員会は、本件を重大事態と認定することを躊躇し、いじめ対策検討会議への諮問が遅れた。

○教育委員会は、重大事態の認定をしないまま調査を行い、生徒らの聴取について録音せずに簡易な聴取しかしておらず、資料も散逸するなど、ずさんな調査を行った。

○当該校は重要資料の提出が遅れたり、提出をしなかったりした。保護者会の開催が遅れた。

○教育委員会及び当該校の遺族に対する対応は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文科省）に沿う対応でなく、一貫性もなかった。

○教育委員会の意思決定過程が不明確であり、責任の所在が不明確である。

### 5 いじめ対策検討会議の調査等の問題点

○当該生徒に関する調査が不十分であった。運営において中立性・公正性に疑義があった。報告書において、事実認定や、いじめ行為の存否及び自死に至る要因・経緯の認定過程に問題がある。

○本件の調査不足は、委員等の人員不足が原因のひとつとも思われる。

### 6 提言

○これまでの名古屋市における中学生自死事案に関する検証報告書の提言や名古屋市いじめ防止基本方針が、共有され実践されておらず、全く生かされていない。

○提言等が具体的に実践されているかを調査・検証する機関を設置すること

○いじめが存在することを前提とする学校運営

・いじめ防止対策推進法の趣旨を理解し、いじめを忌避せず、いじめは存在するものであり、これを早期に見つけ、適切に指導、支援していくという姿勢を持つこと等

○生徒がSOSを出しやすい学校

・ハイパーQ.Uなどのツールを活用し、適切な対応につなげること等

・安心して相談できる体制を作ること、特に大規模校には特別な体制の整備が必要であること等

○転入生に対する配慮

・転入生への特別の指導、配慮方針を立て、転入生の状況に応じた対応を行うこと

・転入時の丁寧な面接、SCや養護教諭に個別に引き合わせるなど

・学級担任は踏み込んだ配慮を行い、学校は学級担任を支える体制を作ること。教育委員会は各学校の状況に応じて、転入生に対する特別の指導や配慮について指導すること

○部活動において、スポーツ庁のガイドライン等に基づいた運営を行い、いじめ防止対策の重点的な取組を行うこと

○なごや子ども応援委員会が、いじめについて子どもの権利擁護に役立っているのか、学校との連携方法など、実効的な組織・運営の在り方につなげるため検証した上で、制度内容等の見直しをすること

○名古屋子ども権利相談室「なごもっか」を積極的に周知徹底し、学校に積極的に訪問するなどして子どもの悩み相談を掘り起こす等、活用すること

○教育委員会及び学校は、重大事態におけるいじめ防止対策推進法に基づく対応を行うこと

○いじめ対策検討会議は事務局を担う教育委員会の役割を明確にし、中立性・公正性をより一層保持すること、調査の充実と体制を整備すること

○教育委員会は重大事態が発生した場合の対応体制について指揮命令系統を明らかにし、過去の教訓を生かして迅速に行動できるようにすること、教育委員会会議で重大事態についての対応を検証すること